

平成 20 年 4-6 月期『民間企業資本ストック速報』における除却額の推計方法の変更について

平成 20 年 10 月 22 日
経済社会総合研究所
国民経済計算部

除却額の基礎統計として『四半期別法人企業統計調査』（財務省）（以下『季報』という）のその他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の系列を利用している。平成 20 年 9 月 5 日に公表された『季報』（平成 20 年 4-6 月期調査）の「リース業」および「その他の物品賃貸業」のデータにおいて、過去の動向から考えると前期末値と当期末値の間に著しい非連続性が認められる。

これは、平成 19 年 3 月に改正された「リース取引に関する会計基準」の適用の影響（過去から持っているリース資産の当期（平成 20 年 4 月 1 日）における流動資産への振り替え）があると考えられるが、当期での流動資産への振り替えは実際の売却減失ではないので、この影響を取り除く為、以下の調整を行う。

○ 処理の対象となるデータ：『季報』（平成 20 年 4-6 月期調査）より抜粋

その他の有形固定資産（当期末減失固定資産）/リース業 /全規模

その他の有形固定資産（当期末減失固定資産）/その他の物品賃貸業/全規模

「リース業（全規模）」	平成 20 年 1-3 月期	312,297 百万円
	平成 20 年 4-6 月期	9,296,788 百万円
「その他の物品賃貸業（全規模）」	平成 20 年 1-3 月期	27,459 百万円
	平成 20 年 4-6 月期	893,637 百万円

○ 推計方法の変更

平成 20 年 4-6 月期のその他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の件に関し、次の推計方法の変更を行う。

【変更前】

「サービス業（全規模）」のその他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の額を使用。

【変更後】

「リース業」（全規模）及び「その他の物品賃貸業（全規模）」について、その他の有形固定資産（当期末減失固定資産）の過去 4 四半期実数平均値と今期（平成 20 年 4-6 月期）の実数の差を、「リース取引に関する会計基準」の適用の影響とみなすこととし、今期「サービス業」実額から控除する。

（参考）

民間企業資本ストック速報における除却額の推計方法は、「民間企業資本ストック年報 推計方法の概要」（内閣府ホームページで公開）を参照。

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/toukei.html#s-kakuho>